

○芦屋大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 芦屋大学大学院(以下、「本大学院」という。)は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は5年とする。

3 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という)に区分し、前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 前期課程の標準修業年限は、2年とする。

6 前期課程は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第3条 本大学院に次の使命・目的をもつ研究科・専攻を置く。

教育学研究科 教育学専攻

教育の本質を探究し、現代社会が内包する教育課題を明らかにするとともに、教育理論及び方法論を教育・研究することを目的とする。

第4条 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教育学専攻	15	30	5	15

第2章 教員組織等

第5条 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するために、学位の分野に応じ、必要な教員を置く。

2 本大学院における研究指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授又は講師が連携して担当する。ただし、必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

3 本学大学院に客員教員を置くことができる。客員教員に関する規定は、別に定める。

第6条 本大学院に事務処理のために職員を配置する。

第3章 運営組織

第7条 本大学院の運営のために大学院委員会を置く。

第8条 大学院委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 研究科主任
- (3) 専任教員

第9条 学長は、大学院委員会を招集しその委員長となる。

第10条 大学院委員会は、定員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。議決には3分の2以上の賛成があることを要する。

第11条 大学院委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の組織及び運営に関する事項
- (2) 大学院に関する諸規則の制定・改廃に関する事項
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 学生の入学・休学・退学・転学及び懲戒に関する事項
- (6) 教員組織に関する事項
- (7) 学位授与に関する事項
- (8) その他大学院に関する重要な事項

第4章 課程・専攻、履修方法等

第12条 本大学院の教育課程・コース別開講科目は、別表のとおりとする。

第13条 前期課程の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。又、定められた修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者については標準修業年限を超えて課程の修学を行うことができる。

2 前項の場合において当該課程の目的に応じ適当と認められるときは特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 教育職員免許状を得ようとするものは、第1項の規定に依るものの外教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。本大学院で取得できる免許状は次のとおりとする。

専攻等名	免許状の種類	免許教科
教育学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民 職業指導 情報
	中学校教諭専修免許状	社会 職業指導 技術
	小学校教諭専修免許状	
	幼稚園教諭専修免許状	

4 前期課程の在学年限は5年、後期課程の在学年限は6年とし、これを超えることはできない。

5 前期課程に入学を希望する者が、職業を有している等の事情により、第2条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、大学院委員会の議を経て、長期履修学生として、委員長はその計画的な履修を認

めることができる。

長期履修学生に関する必要な事項は別に定める。

第14条 博士課程の修了の要件は、5年(前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については大学院委員会が認めた場合に限り、この課程に3年(前期課程に2年以上在学し、当該課程修了者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書前半の規定による在学期間をもって前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは、「前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については大学院委員会が認めた場合に限り、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第15条 学生は、その履修しようとする授業科目を指定の期日までに指導教員を通じ学長に届出なければならない。

第16条 試験・審査は、科目試験、学位論文審査及び最終試験とする。

2 科目試験は、その授業科目の講義の終了した学期末に行う。

第17条 学位論文又は所定の研究成果の審査は、大学院委員会が選出した学位論文審査委員がこれを行う。

2 学位論文又は所定の研究成果提出の時期は、その都度公示する。

第18条 最終試験は、所定の単位を修得し学位論文又は所定の研究成果を提出した者につき、その論文又は研究成果を中心として筆記又は口頭をもって、前条の学位論文審査委員がこれを行う。

第19条 単位の修得、学位論文又は所定の研究成果及び最終試験の合格又は不合格は、大学院委員会において決定する。

第20条 所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文又は所定の研究成果の審査及び最終試験に合格した者に対しては、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

2 大学院委員会は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適切な方法を講じることができるものとする。

第21条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し修得した単位を、10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

第 5 章 入学・転入学・休学・退学・復学及び再入学

第22条 入学、転入学及び再入学の時期は、各期のはじめとする。

第23条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者
- (5) 短期大学を卒業した者で入学時に満 22 歳を超え、本学において社会経験等を加味して大学卒業と同等以上の学力があると認めた者
- (6) 本学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第24条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 本研究科又は他の大学院で修士の学位を得た者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本学において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第25条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

第26条 入学志願者に対しては、学力、健康その他について選考の上、入学を許可する。

2 選考の方法、期日等についてはその都度これを定める。

第27条 他の大学院に在学している者が、その大学院の許可を受けて、本大学院に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。

第28条 入学又は転入学を許可された者は、指定の期日までに保証人連署の上、在学誓書に入学金を添えて提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、前項の手續を行わないときは入学の許可を取消す。

第29条 前条の保証人は、父母又は近親者とし、学納金及び学生の在学中における一切の事項に関し連帯の責任を負うことのできる者とする。

第30条 病気その他やむを得ない事由により就学できないときは、保証人連署の上、願い出て許可を受けて休学することができる。

2 休学の期間は、前期課程の場合 1 年、後期課程合わせて 2 年以内とする。ただし特別な理由がある場合はそれぞれ 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学は在学年数に算入しない。

4 休学を願い出た者は、各期あたり 60,000 円の学籍管理費を所定の期日までに納付しなければならない。

学籍管理費納入期限

前 期 4 月末日

後 期 10 月末日

5 休学の事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。ただし、病気による休学の場合は、復学願書に医師の診断書を添付しなければならない。

第31条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

第32条 退学した者が保証人連署の上再入学を願い出たときは、選考の上再入学を許可することがある。

第6章 学年・各期及び休業日

第33条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第34条 学年を次の2期にわけける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は各期の授業日数を勘案して、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

第35条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日のうち、学長が定める日
- (2) 創立記念日(11月1日)
- (3) 夏季休業日
- (4) 冬季休業日
- (2) 春季休業日

2 前項の休業日は、大学院委員会の議を経て、学年のはじめに学長が定める。

3 必要がある場合学長は、大学院委員会の議を経て、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第7章 学 費

第36条 入学検定料、入学金、授業料及び施設費(以下、「学納金」という。)は、次のとおりとする。

○前期課程

(1)入学検定料	35,000円
(2)入学金	350,000円
(3)授業料	
1年目	600,000円
2年目	600,000円
(4)施設費	年額 450,000円

○後期課程

(1)入学検定料	35,000円
(2)入学金	350,000円
(3)授業料	
1年目	550,000円
2年目	550,000円
3年目	550,000円
(4)施設費	年額450,000円

- 2 入学検定料は出願時に、学納金は所定の期日内に納付しなければならない。
- 3 学納金を滞納している者は、試験を受けることができない。
- 4 本学前期課程から後期課程に進学する場合は入学金を免除する。
- 5 成績優秀者には奨学金の支給又は学納金の減免奨学金を認める場合がある。
- 6 第15条長期履修学生の学納金は、芦屋大学大学院長期履修学生に関する規程に定める。
- 7 外国人留学生の学納金は、芦屋大学大学院外国人留学生規程に定める。
- 8 学納金納入期限
前 期 4月末日
後 期 10月末日
- 9 前項にかかわらず、経済的な理由等により、納付期日までに学納金納付が困難であると学長が認めた場合、分納又は延納を許可することがある。ただし、詳細については別に定める。

第37条 既に納めた入学検定料、入学金及び学納金は、特別の場合を除き返却しない。

第 8 章 科目等履修生

第38条 本学の授業科目の一部を選んで履修を希望するものがあるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。ただし履修を希望することのできるものは、第24条の各号の一に該当するものとする。

- 2 科目等履修生として修得出来る単位数は最大18単位とする。

第39条 前条の科目等履修希望者は、科目等履修願書に詮衡料20,000円を添えて提出しなければならない。科目等履修料は、1単位につき10,000円とする。

第40条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受けることが出来る。試験に合格した場合には、申出により修了証明書を授与することがある。

- 2 科目等履修生としての在学期間及び取得単位のみを以って正規の課程の在学期間及び取得単位に代え、本大学院の修了資格を取得することはできない。

第41条 科目等履修生には、第4条、第17条、第18条、第24条、第29条ないし第40条、第41条を除き、本学則を準用する。

第9章 懲 戒

第42条 本大学院学則又は本大学院の諸規則に違反し、その他学生の本分に反する行為があったと認められた者、所定の手続きにより学長が懲戒する。

2 懲戒は、本大学学則の規定を準用する。

第10章 除 籍

第43条 除籍は次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- (1) 在籍年限を越えた者
- (2) 学納金の納付を怠り、督促及び警告を受けても、なお納付しない者
- (3) 長期にわたり連絡のとれない者
- (4) 第31条2項に定める休学期間を超えた者

第11章 留 学

第44条 国内外の大学院で学修することを志願する者が留学を願い出たときは、選考の上留学を許可することがある。

- 2 留学先で履修した授業科目の修得単位は大学院委員会の認定により、修了に必要な単位に算入することができる。
- 3 留学期間は在学年数に算入する。ただし学費は納入しなくて良い。

第12章 自己点検評価等

第45条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第2条4項及び6項の目的を達成するため教育研究活動等について自己点検及び評価を行う。

- 2 授業及び研究指導の内容・方法の改善を図るための組織的な研修(FD)を実施する。FDに関する規定は別途定める。

第13章 雑則

第46条 この学則に定めるもののほか、本学大学院生に関する、必要な事項は、本学学則及びその他の諸規程を準用するものとする。

- 2 前項において、この学則に準用する場合は「学部」を「研究科」、「学科」を「専攻」、「学部長」を「研究科主任」、「運営会議」を「大学院委員会」、「運営会議」を「大学院委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は昭和 43 年4月1日から実施する。

この学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し、必要な事項は本大学学則の規定を準用する。

附 則

改正学則は昭和 48 年4月1日から実施する。

ただし第 29 条の改正は昭和 48 年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は昭和 52 年4月1日から実施する。

ただし第 29 条の改正は昭和 52 年度入学者より実施する。

附 則

改正学則は昭和 55 年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は昭和 57 年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は昭和 59 年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は昭和 60 年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は昭和 61 年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成2年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成3年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成4年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成7年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成18年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成20年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成21年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成22年4月1日から実施する。

附 則

改正学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は令和4年4月1日から施行する。

令和4年4月1日に在籍するすべての学生に適用する。

附 則

改正学則は令和5年4月1日から施行する。

附 則

改正学則は令和6年4月1日から施行する。

ただし、第24条2項、第39条の改正は、令和6年度に在籍する大学院生に適用する。

別表 教育学研究科

新(2023年度)			
分野	授業科目	単位	備考
教育学コース	教育学基礎研究Ⅰ〈隔年〉	2	
	教育学基礎研究Ⅱ〈隔年〉	2	
	西洋教育思想史研究Ⅰ	2	
	西洋教育思想史研究Ⅱ	2	
	生徒指導・進路指導研究Ⅰ	2	
	生徒指導・進路指導研究Ⅱ	2	
	教育哲学研究	2	
	日本教育思想史研究Ⅰ〈隔年〉	2	
	日本教育思想史研究Ⅱ〈隔年〉	2	
	教育学演習Ⅰ〈隔年〉	2	
	教育学演習Ⅱ〈隔年〉	2	
	教育行政学研究Ⅰ〈隔年〉	2	
	教育行政学研究Ⅱ〈隔年〉	2	
	教育社会学研究Ⅰ	2	
	教育社会学研究Ⅱ	2	
	生涯教育研究Ⅰ	2	
	生涯教育研究Ⅱ	2	
	キャリア教育研究Ⅰ	2	
	キャリア教育研究Ⅱ	2	
心理・特別支援コース	教育心理学研究	2	
	発達心理学研究	2	
	教育評価研究	2	
	臨床心理学研究Ⅰ	2	
	臨床心理学研究Ⅱ	2	
	心理検査法研究	2	
	学校カウンセリング研究Ⅰ	2	
	学校カウンセリング研究Ⅱ	2	
	特別支援教育研究Ⅰ(制度と歴史)	2	
	特別支援教育研究Ⅱ(コミュニケーションと人間関係)	2	
	発達障害研究Ⅰ	2	
	発達障害研究Ⅱ	2	
技術教育コース	技術科教育課程論Ⅰ	2	
	技術科教育課程論Ⅱ	2	
	技術科教育研究Ⅰ	2	
	技術科教育研究Ⅱ	2	
	技術科教材研究Ⅰ〈隔年〉	2	
	技術科教材研究Ⅱ〈隔年〉	2	
	技術と人間形成〈隔年〉	2	
	技術科と情報教育	2	
	教育メディア研究	2	
技術工学研究	2		
保健体育・スポーツコース	保健体育科教育研究Ⅰ	2	
	保険体育科教育研究Ⅱ	2	
	健康教育学研究Ⅰ	2	
	健康教育学研究Ⅱ	2	
	スポーツ教育研究Ⅰ	2	
	スポーツ教育研究Ⅱ	2	
	生涯スポーツ研究Ⅰ	2	
	生涯スポーツ研究Ⅱ	2	

新(2023年度)				
分野	授業科目	単位	備考	
現代教育コース	情報数理研究	2		
	環境教育研究Ⅰ	2		
	環境教育研究Ⅱ	2		
	環境政策研究	2		
	環境技術研究	2		
	環境生物学研究	2		
	都市環境研究	2		
	地域文化研究	2		
	国際開発教育研究	2		
	情報教育研究Ⅰ	2		
	情報教育研究Ⅱ	2		
	情報倫理研究	2		
共通開講科目 (必修)	基礎	教育学研究法	2	
		特別研究	博士前期課程特別研究Ⅰ(通年)	2
	博士前期課程特別研究Ⅱ(通年)		2	
	博士後期特別研究Ⅰ(通年)		2	
	博士後期特別研究Ⅱ(通年)		2	
	博士後期特別研究Ⅲ(通年)	2		

※ 博士前期課程は、修了要件 30 単位以上の修得のうち、論文指導教員の指導をもとに最低 8 科目(教育学研究方法と特別研究Ⅰ・Ⅱを含む)の履修科目を決定する。
 ※ 博士後期課程は、教育学研究方法と博士後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを必修する。

学位論文の審査方法と基準について

審査委員の体制

- 大学院委員会は、学位論文申請者の修学状況等基本要件を確認した上で、論文審査委員会（以下審査委員会）を設置する。
- 審査委員会は、3名以上の審査員（主査1名と副査2名以上）によって、論文審査と口頭試問による総合評価を行う。
- 必要あるときは他の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に加えることができる。

審査の方法

- 授与する学位の種類は、修士（教育学）、博士（教育学）を基本とするが、申請論文のテーマや内容が極めて学際的な場合、修士（学術）、博士（学術）とすることがある。学位の種類は、審査委員会の議により大学院委員会で決定する。
- 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、大学院委員会の議決を経て、審査期間を延長することができる。
- 修士論文は在学中に提出することとし、学期末までに審査を終了する。
- 博士の試験は、論文審査終了後に、筆記又は口頭試問で行う。
- 博士の試験においては、論文の内容のみならず、これに関連ある専門分野の学識者及び研究者として自立して研究活動を行い得る能力、又はその他の高度に専門的な業務に従事する能力について審査する。修士の試験は、論文の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力について、審査するものとする。

合否判定手続き

- 審査委員会が合格と判定した者は、大学院委員会が設定した論文発表会において論文発表・質疑・応答を行ない評価する。
- その上で、大学院委員会で論文を回覧し、審査委員会主査が審査結果を報告し、委員会出席者の3分の2以上の賛成をもって合格とする。

学位論文の審査基準

- 博士学位申請論文の審査基準は以下である。
 1. 問題意識が明確で、専門的研究として学術性の高い課題が設定されていること
 2. 先行研究が適切に引用され、その再検討が十分にされていること
 3. 文献資料・事実に基づき、調査が十分になされていること
 4. 研究内容及び論旨が明瞭であること
 5. 文章の表現、引用、注などが適切で、学術論文としての体裁が整っていること

2023年4月1日